

指導員資格認定規約

第1条 指導員資格認定制度の目的

鞭杆協会認定教室での良質な指導の提供を維持するため、指導員の認定・育成の体制を作り上げることを目的とする。

第2条 認定する指導員資格の種類

鞭杆協会が認定する指導員資格は、次の2通りとする。

1. 健身鞭杆コース（2段階）
 準指導員／指導員
2. 総合鞭杆コース（4段階）
 準指導員／指導員／準師範／師範

第3条 資格認定の条件

鞭杆協会の指導員資格認定は、以下に定める受験資格を有することを条件とし、担当指導員の推薦を受け、以下に定める審査員が臨席する審査会場にて認定審査（実技+筆記試験）を受けるものとする。

1. 受験資格

① 健身鞭杆コース

準指導員：玄武を取得済みで、担当指導員の推薦を得た者。

指導員：麒麟を取得かつ準指導員を取得済みで、担当指導員の推薦を得た者。

② 総合鞭杆コース

準指導員：3級を取得済みで、担当指導員の推薦を得た者。

指導員：1級を取得かつ準指導員を取得済みで、担当指導員の推薦を得た者。

準師範：初段を取得かつ指導員を取得済みで、理事長の推薦を得た者。

師範：式段を取得かつ準師範を取得済みで、理事長の推薦を得た者。

※ただし上記の受験資格は、理事長の判断により実技の実力を認めた場合には例外もある。

2. 資格認定審査の審査員

指導員資格認定審査の審査員を以下のように定める。

① 健身鞭杆コース

準指導員・指導員とも：理事長+健身鞭杆指導員1名

② 総合鞭杆コース

準指導員：理事長+総合鞭杆準指導員以上1名

指導員：理事長+総合鞭杆指導員以上1名

準師範：理事長+総合鞭杆指導員以上2名

師範：理事長+総合鞭杆指導員以上2名

第4条 資格の認定

指導員資格認定を希望する者と、推薦する担当指導員（推薦者）は、下記の手順により手続きを行う。

1. 審査の申し込み

指導員資格認定審査を受ける者を推薦する担当指導員(以下「推薦者」)は、審査実施の1週間前までに「指導員資格審査申請書」を協会事務局へ提出する。

2. 審査料の支払い

推薦者は、第9条に定める「審査料」を本人から預かり、協会へ振り込む。

3. 審査の実施

審査会場にて審査を行う。この際、推薦者は必ずしも同席する必要はない。

4. 合否通知

協会事務局は、審査の結果を1週間以内に推薦者および本人に知らせる。

5. 登録手続き

①認定審査に合格した者は、合格通知を受け取ってから1か月以内に下記の手続きを行う。
(推薦者ではなく合格者本人が行う)

- a. 「指導員登録申請書」を協会事務局へ提出する。
- b. 教室を開講する場合は「教室登録届」を同時に提出する。
- c. 第9条に定める「登録料」を協会へ振り込む。

②協会は登録手続きを完了した者を指導員として認定し、認定証と指導員証を交付する。

第5条 資格取得者の職務・権限

健身、総合両コース共通

準指導員：教室指導補佐／検定・段位審査補佐／指導員講習会への参加

指導員以上：鞭杆協会認定教室の開講／検定・段位審査／指導員講習会への参加

その他必要に応じ別途定める。

第6条 資格の有効期限

指導員資格の有効期間は2年間とする。

有効期限を超えて3カ月以内に更新手続きが完了しない場合には、資格は失効するものとする。

ただし、やむを得ない事情により手続きできなかった場合には、資格の有効期限から1年間を原則として資格更新を認める。遅れて更新した場合にも、有効期限は本来の期限から変更しない。

第7条 資格の更新

鞭杆協会は有効期限の3ヶ月前までに「資格更新のお知らせ」を本人に通知する。

指導員は有効期限から3ヶ月以内に下記の手続きを行うことにより資格を更新することができる。

ただし、第8条に定める更新の条件を満たすこととする。

1. 「指導員資格更新申請書」を提出する。(教室登録の情報に変更がある場合は変更届を提出)

2. 第9条に定める更新料を協会へ振り込む。協会は更新手続きを完了した者へ新有効期限を記載した指導員証を交付する。

第8条 資格更新の条件

指導員資格の更新には、下記2点のいずれかにより技術レベルの維持をすることを条件とする。

1. 資格有効期間内（2年間）に、指導員講習会または理事長が指導する講習会を1回以上受講すること
2. 協会が指定する課題を動画に撮影して提出すること

第9条 費用

指導員資格申請に関する費用は以下のように定める。

1. 健身鞭杆コース

①審査料（審査時）

準指導員：10,000円

指導員：20,000円

②登録料（登録時）

準指導員：20,000円

指導員：30,000円

③更新料（更新時）

準指導員・指導員とも10,000円（2年ごとに更新）

2. 総合鞭杆コース

①審査料（審査時）

全段位共通：5,000円

②登録料（登録時）

準指導員：20,000円

指導員：30,000円

準師範：40,000円

師範：50,000円

③更新料（更新時）

全段位共通：10,000円（2年ごとに更新）

第10条 指導員資格失効者について

いったん指導員資格を失効した後に再度資格認定を望む場合は、再審査を受けることとする。

この場合は審査料と更新料を支払うこととし、登録料は免除する。

第11条 その他

1. 第8条の更新の条件につき、やむを得ない理由により条件を満たすことができない場合には、個別に救済措置を講ずる。

2. ここに定めがないものは、すべて理事会に諮って決定するものとする。

2021年4月1日施行

2023年1月1日改定

特定非営利活動法人 鞭杆協会